

(一財)自治総合センター実施事業 コミュニティ助成事業について

1. 事業の趣旨

一般財団法人自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに「宝くじの社会貢献広報事業」を行います。

2. 事業の内容

(1)一般コミュニティ助成事業

助成対象	コミュニティ活動に直接必要な設備等(消耗品は除く)の整備に関する事業。ただし、備品等の購入にあつては、100万円を超える備品購入事業。 ※注1
事業主体	自治会など地域に密着して活動する団体
助成金額	対象となる事業費の10/10を助成。 ただし、100万円から250万円まで(10万円以下切り捨て)
活用例	集会所の備品整備(プロジェクタ、エアコン、プリンター、TVなど) 基礎工事の伴わない簡易な倉庫など 事業主体が主催の地域の行事に必要な備品等(太鼓、法被など)

※注1 建物に直接埋め込む形態の備品、防災目的の備品などは対象外。

(2)コミュニティセンター助成事業

助成対象	コミュニティ活動を推進するための集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設およびその施設に必要な備品の整備に関する事業。 ※注2
事業主体	自治会など地域に密着して活動する団体。但し、地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体である必要があります。 ※注3
助成金額	対象となる事業費の3/5以内に相当する金額(上限2,000万円)
対象経費	建物主体に関する費用、電気・機械設備費用、設計・管理費用、登記費用、およびその施設に必要な備品の整備に関する費用。

※注2 集会施設の大規模修繕にかかるコミュニティセンター助成は、令和9年度事業から廃止となりました。

※注3 建設後、認可地縁団体名義での、建物の所有権保存登記が必要です。

- ①採択の可否については自治総合センターで決定されます。必ず採択されるわけではありません。
- ②備品が助成対象になるかどうか不明な場合は問い合わせてください。
- ③助成決定後に事業に着手してください。
- ④申請内容と異なる備品は購入しないでください。(助成が取消される場合があります。)
- ⑤助成を受けて整備した設備や備品には、「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行う必要があります。コミュニティセンター助成事業では、建物の入り口等に表示プレートの設置が必要です。

3. 事業の流れ

- 
- ・例年、8月中旬ごろ翌年度のコミュニティ助成事業の募集が開始されます。(R8年度にR9年度事業の募集)
 - ・9月中旬ごろまでに申請書を市総務課に提出。
 - ・奈良県を經由し、自治総合センターで採択団体の審査。
 - ・3月末頃、自治総合センターから県を經由し、市に採択団体の通知。市から申請団体に採択の可否について速やかに通知。
 - ・6～7月頃、県・市を經由して採択団体に助成金を交付するため、市による予算措置。
 - ・7月以降、採択団体にて事業に着手。(備品の購入や工事の開始)
 - ・事業完了後、速やかに採択団体から市総務課に事業完了届を提出。遅くとも1月下旬までに完了届を提出。
 - ・採択団体への助成金の交付。

※申請から採択、事業着手までかなりの時間を要します。

※事業の募集開始(8月)から申請〆切(9月中旬)までの期間が短いため、申請を検討されている場合は早めにご相談下さい。相談は通年で対応させていただきます。

4. 市総務課への申請書提出期限

令和9年度事業の申請書類の〆切は、令和8年9月18日(金)までです。

5. 申請に必要な添付書類

- ・事業実施主体の規約(自治会規約等)
- ・事業実施主体の事業計画書および予算書
- ・見積書(写し)
- ・備品の整備の場合は購入物品のカタログの写し(型番の記載必要)

※コミュニティセンター助成の場合は以下の書類も必要

- ・建物工事図面
- ・土地登記簿謄本(全部証明事項)および公図 (申請日前3か月以内発行)
- ・財源に関する資料(預金通帳等)
- ・総会資料等、住民の総意であることがわかる書類

など